The 96th HMC Open Seminar



Japan's Volunteer Probation Officers under

Pressure: Comparative Insights in the Digital Age



(この法律の目的)

(この法律の目的)

(この法律の目的)

(この法律の目的)

(この法律の目的)

(この法律の目的)

(この法律は、児胆清養防更生法(昭和二十四年法律第6四十二號)第十九條の規矩により地方少年保護委員会の推議に関する事項に対して関連を関すべて超めるに思うでは、その告述に関する事項に関する事の対別を使置を表面が表面の表面を関する。

(1) 人格及い行動について、社会的信頼を有すること。

(1) 人格及い行動について、社会的信頼を有すること。

(1) 人格及い行動について、社会的信頼を有すること。

(1) 人格及い行動について、社会的信頼を有すること。

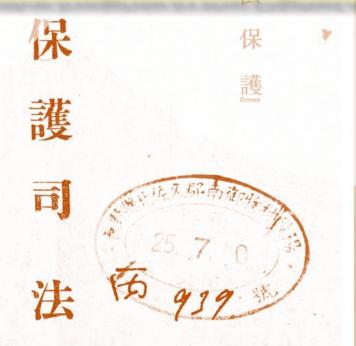
(1) 人格及い行動について、社会的信頼を有すること。

(1) 人格及い行動について、社会的信頼を有すること。

(2) 人名の法律とは、前項の表面を、地方少年保護委員会文は地方成人保護委員会の委員長に委任すること

いできる。

Images: top - VPO badge; bottom & background - VPO Act 1950



Carol Lawson

Associate Professor,
The University of Tokyo Faculty of Law &
Graduate Schools of Law and Politics

Friday Sep. 22, 2023, 17.30-19.30 (JST)

Language: English

Mode: Online (registration required)

